

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中野列太郎の各上告趣意（後記）は、いずれも結局事実誤認と量刑不当の主張に帰し刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。また記録を精査しても同四―一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四―四条三八六条一項三号、により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年九月二七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 澤 田 竹 治 郎

裁判官 眞 野 毅

裁判官 齋 藤 悠 輔